

2026年4月1日から 自転車の違反に「青切符」が導入

岐阜県
マスコットキャラクター
ミナモ



ミナモ通信

岐阜県内の過去5年間の交通事故統計によると、自転車関連の人身事故件数はほぼ横ばいで推移しており、毎年450人前後の死傷者がいます。自転車も道路交通法上は「軽車両」であり「車の仲間」であるため、車と同様に交通ルールを守る必要があります。4月からは、自転車の運転者（16歳以上）による一定の交通違反は、交通反則通告制度（青切符）の対象になり、違反行為後の手続きが大きく変わります。交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。

■問/県民生活課 ☎058(272)8205

2026年4月1日から 青切符の対象は16歳以上 自転車にも交通反則通告制度が適用されます

交通反則通告制度（青切符）の流れ



違反（反則）行為 違反行為の対象は113種類。事前に確認しておきましょう。 ※下記の違反は一例です



一時不停止



信号無視



車道の右側通行等



遮断踏切立ち入り

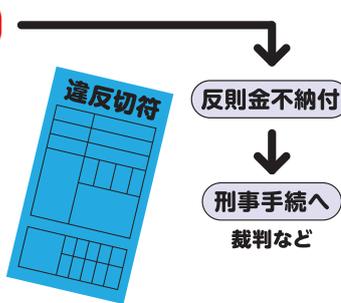


携帯電話の使用等

違反（反則）行為の告知

青切符交付による取締り

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



青切符と赤切符の違いは？

「スマホを見ながら運転」「信号無視」など、軽微な違反は青切符の対象に、より重い「飲酒運転」などの「悪質・重大な違反」は、刑事手続となる赤切符の対象になります。



地域や家庭で声を掛け合おう

自転車安全利用五則を守ろう！

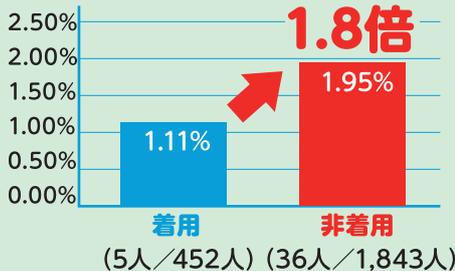
- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

詳しくはこちら



ヘルメット着用で安全な一歩を！

ヘルメット着用状況別の致死率



※過去5年間(令和2年～令和6年)
※致死率=死者÷死傷者(死者+負傷者)×100



チェック！
岐阜県警
ウェブサイト

「知らなかった」では済まされない、命に関わるルールです。
地域みんなで、自転車を安全に利用しましょう。